

リハ医療関連5団体の診療報酬改定要望

1. リハ施設基準を総合リハ、疾患別リハ、基本リハの3段階制とする。
2. 発症から早期の患者1人1日当たりの算定単位数上限を9単位とする。
3. 入院においては算定日数の上限を疾患別に設定する。
4. 回復期リハ病棟の適応疾患を拡大し、人員配置を手厚くした病棟を新設し、2段階制とする。
6. 訪問リハを入院や外来と同様に単位制とし、退院後90日間に限り、介護保険サービスと同時に利用可能とする。
7. 摂食機能療法は、治療開始から90日間は1日1回算定可能とする。
8. 現行以外に、新たな「あん摩マッサージ指圧師等」による算定システムは組み込まない。

※ 赤字は要望が認められなかった事項

4

リハに係わる診療報酬・介護報酬改定の要点

医療保険

- ・ 疾患別リハ施設基準に再編
- ・ 疾患別の算定日数制限・除外規定の新設
- ・ 施設基準の面積規定の緩和
- ・ 4→6、6→9単位/日へサービス提供量の増加
(急性期・回復期は医療保険)

介護保険

- ・ 短期集中リハ加算の新設
- ・ リハマネジメント加算の新設
- ・ 通所リハは軽度を引き下げ、重度を評価
- ・ 訪問看護7 → 訪問リハへ
(維持期は介護保険)

5